別　紙

導入促進基本計画

1　先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①産業構造

本市の令和３年の事業所数は 17,811 事業所となっており、産業別構成比をみると、第３次産業が８割を超えています。産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が 23.6%と最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」及び「建設業」等となっています（図表 1、図表 2)。

従業者数は 184,932 人となっており、産業別構成比をみると第３次産業が約８割を占めています。産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が 19.9%と最も高く、次いで「医療、福祉」、「製造業」等となっています（図表 1、図表 3)。

図表　1　産業別事業所数・従業者数

産業大分類		事業所数		従業者数	
		実数	割合	実数	割合
第１次産業		117	0.7%	1,859	1.0%
	農林漁業	117	0.7%	1,859	1.0%
第２次産業		2,758	15.5%	36,888	19.9%
	鉱・採石・砂利採取業	3	0.0%	20	0.01%
	建設業	1,797	10.1%	14,349	7.8%
	製造業	958	5.4%	22,519	12.2%
第３次産業		14,936	83.9%	146,185	79.0%
	電気・ガス・熱供給・水道業	43	0.2%	1,327	0.7%
	情報通信業	271	1.5%	6,017	3.3%
	運輸・郵便業	331	1.9%	9,950	5.4%
	卸売・小売業	4,212	23.6%	36,742	19.9%
	金融・保険業	356	2.0%	6,854	3.7%
	不動産・物品賃貸業	1,824	10.2%	5,463	3.0%
	学術研究、専門・技術サービス業	935	5.2%	5,730	3.1%
	宿泊・飲食サービス業	1,875	10.5%	13,940	7.5%
	生活関連サービス・娯楽業	1,409	7.9%	7,442	4.0%
	教育、学習支援業	548	3.1%	5,136	2.8%
	医療、福祉	1,514	8.5%	27,571	14.9%
	複合サービス事業	140	0.8%	2,335	1.3%
	サービス業（他に分類されないもの）	1,478	8.3%	17,678	9.6%
全産業		17,811	100.0%	184,932	100.0%

（資料）総務省統計局「R3 経済センサス活動調査」

図表　2　産業別事業所数

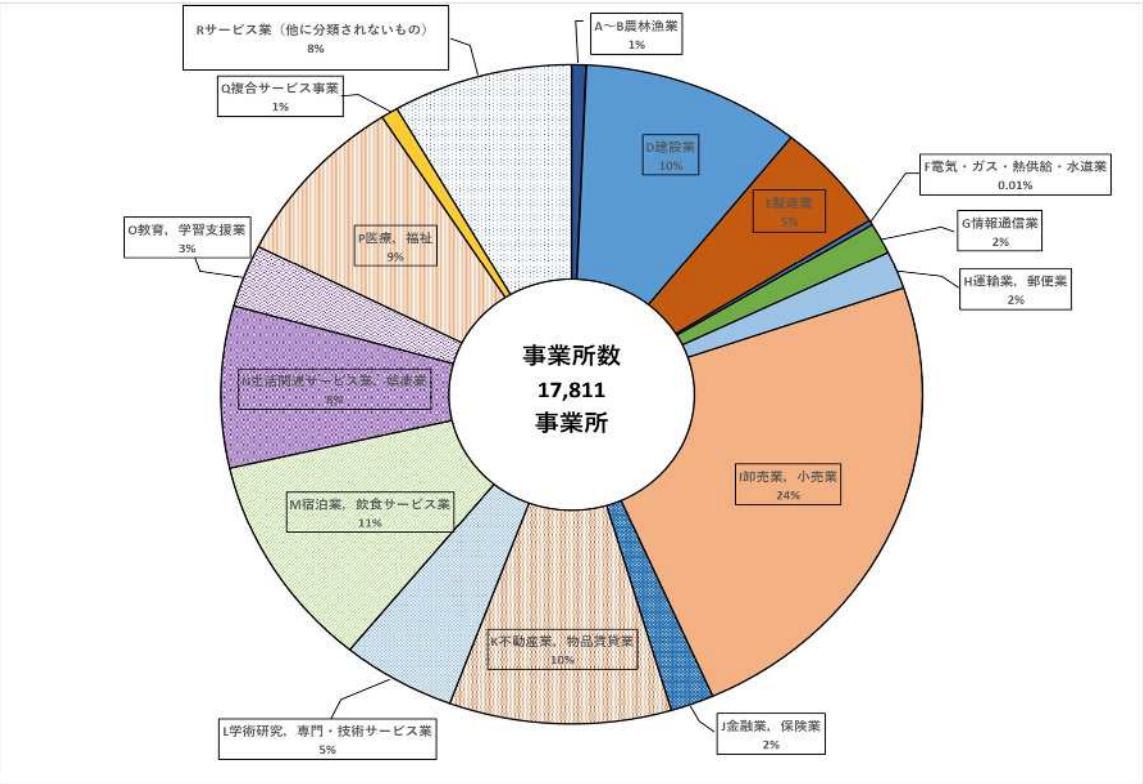

（資料）総務省統計局「R3 経済センサス活動調査」

図表　3　産業別従業者数

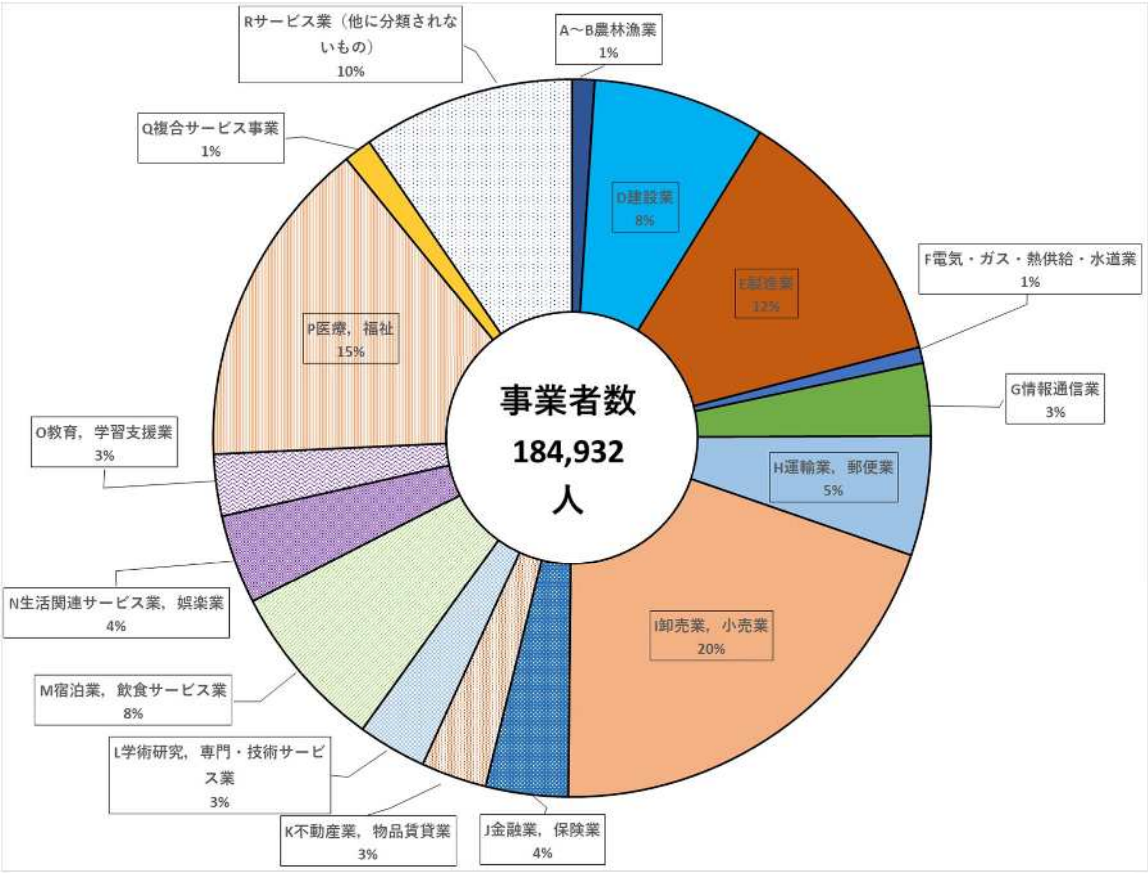

（資料）総務省統計局「R3 経済センサス活動調査」

②中小企業者の現状

中小企業等経営強化法による定義（従業者数要件のみ適用）に準じて、本市の令和３年の中小企業者の規模を推計すると、事業所全体の 98.7%が中小企業者に当たります。また、これらの中小企業者の従業者数は、全体の 80.1%となり、市内の産業において中小企業者の占める割合が高いことが分かります（図表 4)。

図表 4　中小企業者の事業所数・従業者の推計（「公務（他に分類されるものを除く)」を除く）

産業大分類	事業所数（箇所）			従業員数（人）			この表における中小企業者の定義 ※従業員数により区分
	総数	うち中小企業	中小企業の割合	総数	うち中小企業	中小企業の割合	
農林漁業	117	117	100.0%	1,859	1,859	100.0%	300人未満
鉱業，採石業，砂利採取業	3	3	100.0%	20	20	100.0%	300人未満
建設業	1,797	1,796	99.9%	14,349	13,981	97.4%	300人未満
製造業	958	943	98.4%	22,519	15,053	66.8%	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）：900人未満 その他：300人未満
電気・ガス・熱供給・水道業	43	42	97.7%	1,327	974	73.4%	300人未満
情報通信業	271	258	95.2%	6,017	3,300	54.8%	放送業、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業を除く）、映像・音声・文字情報制作業（新聞業、出版業を除く）：100人未満 その他：300人未満
運輸業，郵便業	331	327	98.8%	9,950	8,060	81.0%	300人未満
卸売業，小売業	4,212	4,099	97.3%	36,742	29,320	79.8%	卸売業：100人未満 小売業：50人未満
金融業，保険業	356	355	99.7%	6,854	5,823	85.0%	300人未満
不動産業，物品賃貸業	1,824	1,824	100.0%	5,463	5,463	100.0%	300人未満
学術研究，専門・技術サービス業	935	932	99.7%	5,730	5,131	89.5%	100人未満
宿泊業，飲食サービス業	1,875	1,853	98.8%	13,940	12,071	86.6%	宿泊業（旅館・ホテルを除く）：100人未満 旅館・ホテル：200人未満 その他：50人未満
生活関連サービス業，娯楽業	1,409	1,409	100.0%	7,442	7,442	100.0%	旅行業：300人未満 その他：100人未満
教育，学習支援業	548	544	99.3%	5,136	4,422	86.1%	100人未満
医療，福祉	1,514	1,488	98.3%	27,571	17,679	64.1%	100人未満
複合サービス事業	140	136	97.1%	2,335	927	39.7%	100人未満
サービス業（他に分類されないもの）	1,478	1,448	98.0%	17,678	10,101	57.1%	100人未満
総計	17,811	17,574	98.7%	184,932	141,626	80.1%	

（資料）総務省統計局「R3 経済センサス活動調査」より長野市商工労働課独自推計
（注１）この表における中小企業者の定義は、推計に当たり、長野市商工労働課で独自設定したもの。
（注２）農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所を除く。

③労働生産性の現状

事業所数、従業者数とも最も多い「卸売業、小売業」について、年間商品販売額と従業者数の全体的な推移をみると、平成６（1996）年と比べて、年間商品販売額は約６割、従業者１人当たり年間商品販売額は約７割であり、いずれも減少傾向にあります（図表 5)。

図表 5　卸売業・小売業の年間商品販売額及び従業者数の推移

（資料）R3 経済センサス

また、本市製造業の製造品出荷額等の推移をみると、平成 23(2011)年から令和３(2021)年で約 68%増加しています。

令和３(2021)年における、全国と比較した産業中分類別の粗付加価値額の特化係数をみると、「電子部品・デバイス・電子回路」、「情報通信機械器具」「印刷・同関連業」、「食料品」等の５産業で 1.0 を上回っており、本市の製造業はこれらに特化した産業構造であることがわかります。

同年における労働生産性（従業者１人当たりの粗付加価値額）を産業中分類別にみると、20 産業中 11 産業で全国を下回っています。（図表 6、図表 7)。

図表 6　産業中分類別製造品出荷額等の推移

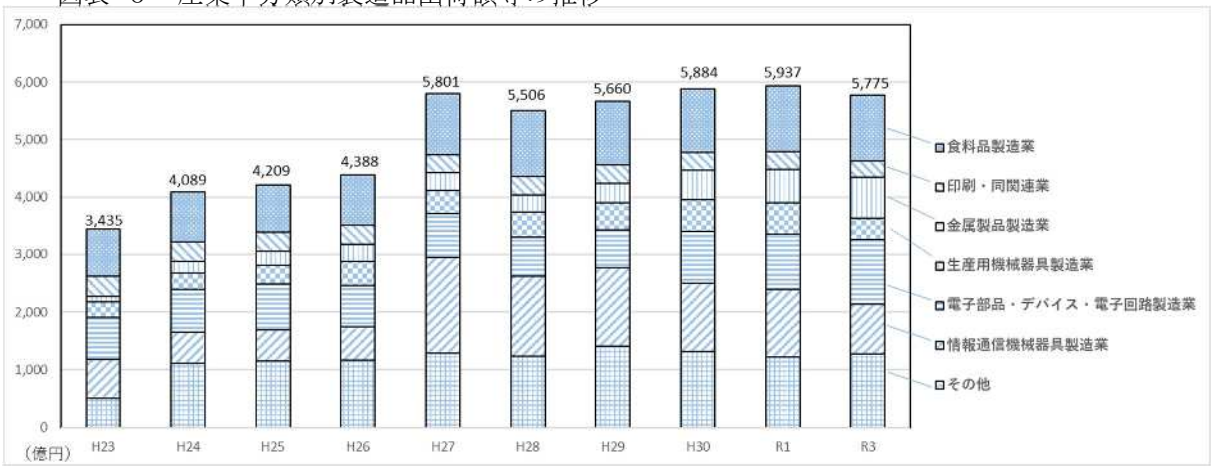

（資料）R3 経済センサス活動調査
（注）　従業員４人以上の事業所
　　その他には秘匿分を含む

図表　7　製造業の特化係数（粗付加価値額構成比）・労働生産性

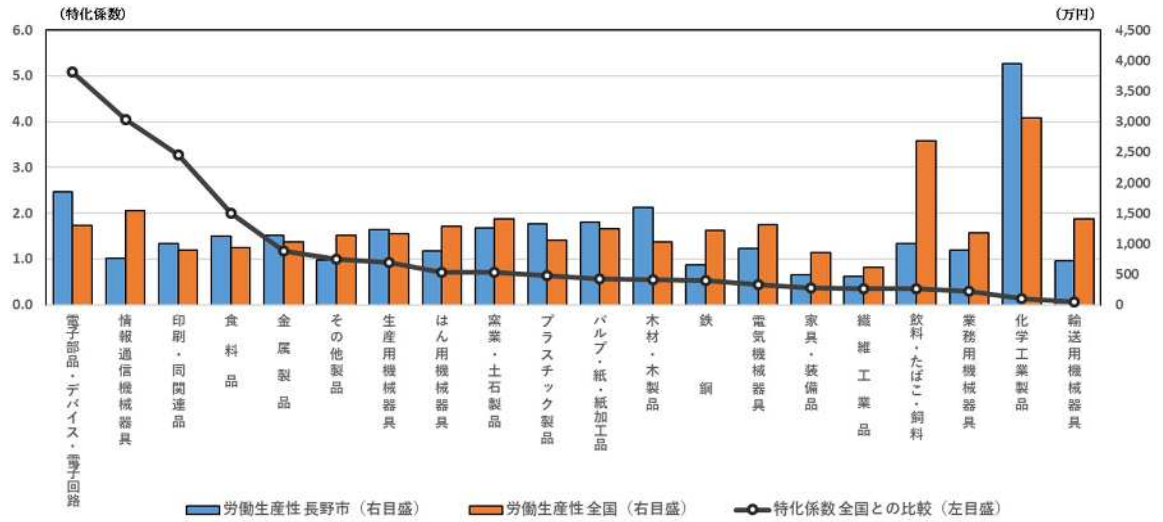

（資料）R3経済センサス
（注）　労働生産性：従業者１人当たりの粗付加価値額（粗付加価値額／従業者数）
特化係数　：産業分類中の粗付加価値額構成比（長野市）／産業中分類の粗付加価値額構成比（全国）
従業者数４人以上の事業所
粗付加価値額について、全国は従業者数29人以下の事業所は粗付加価値額、30人以上の事業所は付加価値額
非鉄金属製造業、正規油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業は、長野市のデータが秘匿等のため省略

以上のデータから、事業所数、従業者数とも最も多い卸売業・小売業の年間商品販売額と従業者数は減少傾向にあり、少子高齢化や人手不足等の事業環境を考慮すると、従業者数の減少傾向が続く中でも生産性を高めることが、本市の卸売業・小売業にとって重要といえます。

また、製造業の労働生産性について、本市の強みといえる製造品出荷額等の上位６業種をみると、情報通信機械器具製造業以外の５業種（食料品製造業、印刷・同関連業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業）は全国を上回っています。労働生産性の高い業種については、さらに生産性を高めることによって強みを伸ばすことが重要です。また、労働生産性の低い業種についても、生産性を高めることでさらに本市の強みとしての存在を高めることが期待できます。

（２）目標

中小企業等経営強化法第 49 条第１項に基づく先端設備等導入計画の目標認定件数を 80 件とします。なお、認定件数の目標値は、国が同意した日から２年間の件数とします。

（３）労働生産性に関する目標

本市では、市内産業の多くを占める中小企業者において生産性の高い設備への更新を促すことで、労働生産性の向上を図ることとし、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とします。

２　先端設備等の種類

本市には多様な産業の事業所が存在することから、本計画において対象となる先端設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等の全てとします。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

市内全域の中小事業者の振興を図る必要があることから、本計画の対象地域は、本市の全域を対象とします。

（２）対象業種・事業

本市の事業所数の構成比をみると、多様な産業の事業所が存在することから、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業とします。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国の同意日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月 31 日）とします。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とします。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に当たって、配慮すべき事項は次のとおりです。

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象から除くことにより、雇用の安定に配慮します。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者を先端設備等導入計画の認定の対象から除くことにより、健全な地域経済の発展に配慮します。

・市税を滞納しているものを先端設備等導入計画の認定の対象から除くことにより、市税負担の公平性を確保します。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。